

岩波書店『世界』2010年3月号掲載

「グーグルはなぜ撤退したのか」

「グーグルブック検索和解」問題と

「書籍デジタル化」の行方

ルポライター・明石昇二郎&

ルポルター・ジュ研究所

なぜ日本までが「グーグル和解案」に
巻き込まれることになったのか

本の目次からあとがきまで一冊丸ごとデジタルスキャンすることで、ユーザーの興味にあった本をインターネット検索で見つけ出すことができるサービス——。これが、すでに稼働中のグーグル社「ブック検索」(現在は「グーグルブックス」と改称)である。

私達エンドユーザーは、その検索結果を見て、販売している書店や、どの図書館が所蔵しているのかをタダで知ることができる。中には、立ち読み感覚で一部を「試し読み」できる本もある。すでにグーグル社では、英語ばかりか日本語、ドイツ語、フランス語まで含む多種多様な言語の書籍を一〇〇〇万冊以上、デジタルスキャンし終わっているとも言われる。一般ユーザーばかりか、大学の研究者や専門家にとっても大変便利な検索ツールだと言うこともできそうだ。

が、あるうことかグーグル社は、著者や出版社の許可を一切得ないまま、勝手に本のデジタルスキャンを繰り返していたのだ。 「便利」になるなら何をしても許されるわけではない。

グーグル社では、米国の大学図書館にある「蔵書」を片っ端からデジタルスキャンしていた。その中には、現在も書店で販売中のものまで多数含まれている。二〇〇五年九月、米国の作家組合が著作権侵害だとしてグーグル社を訴えたのも、道理のある話だった。

一方、訴えられたグーグル社は、図書館の資料をデジタル形式でコピーし、データベース化して、その一部を閲覧できるようにすることは、

「米国著作権法上、認められた公正な利用方法にあたる」
フェアユース

と反論。そして一昨年(二〇〇八年)一月、両者は和解に至り、昨年(二〇〇九年)二月、米国の裁判所が予備承認したという「和解案」なるものが、世界に向けて提示されたのだった。

しかし、その和解案は欺瞞ぎまんと不正さに満ちあふれていた。

最大の問題は、米国内で争われた裁判でありながら、国際的な著作権条約との絡みで、日本をはじめとした世界各国の著作権者までが「グーグル社に著作権を侵害された被害者」(原告)と見なされたことだ。その上で世界中の著作権者らは、和解案の定めた「期限」までに何らかの意思表示をするよう一方的に迫られたのである(当初の期限は二〇〇九年五月五日だったが、抗議を受け、同年九月四日まで四か月延期された)。

しかも、著作権者が和解案の存在を知っていたようがいまいが、あるいは知った上で無視したとしても、期限が来れば自動的に「和解に応じた」ことにされるのだという。ハッキリ「NO」と言わない限り「YES」と見なす——。我が国にはないアメリカならではの手法は「オプトアウト」と呼ばれる(事前にきちんと相手の同意を得た上で行なわれる契約や業務は「オプトイン」という)。こんな押し付けがましい「和解」など、聞いたことがない。

おまけに、この和解案に文句がある著作権者は、前述の期限までに米国の「ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所」に対し、
オプジェクトン
自費で異議申し立てをしなければならなかった。和解と言うより脅迫と言ったほうが、実態により即しいよう。

カネや手間を惜しむ人や、面倒を避けたいと思う人なら、筋を曲げて「和解案」に応じるしか道はなかった。当のグーグル社自身、裁判の場で争うより和解に応じたほうが、著作権者であるあなたの収入増に

つながるし、ネットであなただけの本の宣伝もできるし、きつとお得ですよ……と、新たな「ネットビジネス」が生み出す魅力を振りまきながら、著作権者を和解へと誘導しようとしていた。

*

ところで、なぜ米国の裁判結果が日本にまで影響してくるのか、疑問をお持ちの読者も多いことだろう。これには、この裁判が「**クラスアクション**」(集団訴訟)であることと、米国や日本がともに締結している国際的な著作権条約「**ベルヌ条約**」が深く関係している。

日本にはない「クラスアクション」なる米国の裁判制度は、公害事件や薬害事件、消費者事件などの被害者をまとめて救済しようという趣旨で設けられたものだ。原告が被害者全員を代表する形で裁判を行ない、判決で得た成果はすべての被害者が享受できる。

一方の「ベルヌ条約」は、著作物が国境を越えて利用されている現在、国内だけで著作権を保護していても海外で無視されては何の意味もないので、「日本で著作権があるものは他の国でもある」と定めたものだ。どちらも大変真つ当な考え方に基づく制度であり、「クラスアクション」に至っては進歩的かつ民主的でさえある。

そして、グーグル社がすでにスキャンしていた書籍には、日本をはじめとする世界各国で出版されていたものまで含まれていたことから、米国内の著作権者だけでなく、ベルヌ条約に基づき日本の著作権者までがこの裁判の「クラス」(＝グーグル社から著作権を侵害された被害者)として裁判所から認定されたのだ。

加えて、図書館の蔵書のデジタルコピーは「フェアユース」であると主張していたはずのグーグル社は、一転して、コピーしたデジタル書籍をインターネット上で売るつもりであることを明らかにする。さらには、そのデジタル書籍に広告を載せる(＝広告媒体として利用する)とし、和解案に応じた著作権者に限り、それらの利益を分配するとした。「フェアユース」の主張が、

和解案の出現とともにどこかに消えてなくなってしまったのである。

しかも和解案を見ると、肝心の著作権使用料の支払い期限が全く定められていないのだ。和解に応じることはすなわち、グーグル社に白紙の委任状を渡すに等しく、永遠に支払いが実行されない可能性さえ否定できなかった。

それだけではない。和解後に支払いなどを巡って紛争が起きた場合、日本の著作権者や出版社はわざわざ米国まで出向かなければならない。米国以外の著作権者の利便性などお構いなしの「和解案」なのだ。

まだある。日本人が日本語で書き、日本で出版した本の著作権を管理する組織が、なぜか日本国外(米国・ニューヨーク)に設けられるのだという。この組織は「版權レジストリ」と呼ばれ、著作権使用料から一〇～二〇%もの歩合を取るのだが、和訳された日本向け資料の中では卑劣にも、このことが一切伏せられていた。和解案に潜む問題点は、それこそ枚挙に暇がなかった。つまり「和解案」とは、グーグル社の海賊行為を強引に正当化するため、米国の裁判所が法的なお墨付きを与えるアリバイであり、事実上、インターネットへの「著作権の開放」を迫るものでもあった。大砲

を打ちかましながら幕末の日本に開国を迫った「**黒船襲来**」を彷彿とさせる話だ。

「黒船」に乗っていたのは
「海賊」だった

本稿の筆者は、何も「書籍のデジタル化」や「書籍のネット配信」に反対しているわけではない。読者には、これまでどおり紙の本で読みたいと思う人もいれば、ネットでアクセスした本をパソコン画面や携帯電話で読みたいと思う人もいるからだ。

早い話、お好きな体裁で読んでいただければそれでいいと思っっている。読んでいた

だきたいのは本の「中身」であり「内容」だからだ。「パソコンで読みたい」という読者のニーズに応える努力を怠れば、その分だけ読者を減らしかねないのだから、反対する道理もあるまい。

問題なのは、「黒船」に乗っていたのが「海賊」だったことだ。

筆者もまた、「グーグルブック検索和解」裁判の原告の一人だった。頼みもしないのに勝手に原告とされた。そんな筆者から見た「グーグル書籍無断全文デジタル化問題」とは、インターネットとデジタル技術を悪用し、著作権条約などを身勝手に解釈しながら世界中の著作権者にケンカを仕掛けた「海賊版事件」に他ならない。

なぜなら、米国・ミシガン大学の蔵書だった拙著『一揆』（築地書館刊、共著）がグーグル社によって丸ごとデジタルスキャンされ、その一部がインターネット上に無断で公開されていたからだ。この画像は日本からでも見ることができる。

そればかりかグーグル社は、筆者がこれまで『サンデー毎日』『朝日ジャーナル』などに書いた雑誌記事の全文スキャンまでしており、これまたインターネット上で無断で公開している。あざれたことに同社では、筆者が書いた本や記事を表示した画面に「©」マークを付け、自らの著作権を主張しているのだった。そしてこれらの事実が、グーグル社の「書籍無断全文デジタル化」を「海賊版行為」とであると筆者が断定した根拠でもある。

こうした剽窃行為が著作権法に触れないわけがない。昨年（二〇〇九年）六月、筆者は被害者として、グーグル米国本社と同日本法人、そしてグーグル社の違法行為を幫助したミシガン大学の三者を警視庁に刑事告訴した。警視庁では現在も情報収集に当たっており、グーグル日本人ではその対応に追われていると聞く。警視庁は書籍のスキャン行為を実行したグーグル米国本社にも関心を寄せているという。

この「和解」が成立することにより、日

本国内の書籍販売が悪影響を受ければ、出版社からの法人税、書店や著者の所得税など、税収の損失にもつながりかねない。つまり「グーグルブック検索和解裁判」問題とは、単に筆者一人に対する著作権侵害問題ではなく、日本の国益である著作権が海外へと流出していく国益侵害問題であり、外交問題でもあった。

そこで筆者は、たった一人であろうとニューヨーク南部地区連邦地裁に参上し、グーグル和解案に対して異議を申し立てることを決断する。目的はただひとつ、**和解案を潰す**ことだった。同地裁に送った筆者の

「異議申し立て」は、大筋で次のような内容のものである。

- ・日本では、肝心の和解契約書が日本語に翻訳されておらず、英語がわからない著作権者は和解内容を検討することができない。
- ・著作権管理を代行する「版權レジストリ」が、著作権使用料から莫大な歩合を横取りすることを日本人には隠している。また、グーグル社が書籍の利用権を他者に「譲渡できる」とする重要事項さえも日本人には伏せられている。
- ・日本においては和解案の告知が不十分であるにもかかわらず、和解案からの離脱や著作権使用料の請求に対し、ちゃっかり期限が設けられている。自分がこの裁判の当事者であることさえ知らず、被害の補償から取り残される著作権者が多数発生する事態は避けようがない。
- ・従って、何ら「著作権を侵害された被害者の救済」の体をなしていない和解案など、裁判所は絶対に承認すべきではない。

ようするに、「**侵攻**」を受けた被害国の視点から、和解案の不当性と不公正さを訴えたものだった。

決戦の場「公正公聴会」は
流会に

和解案を審査するニューヨーク南部地区連邦地裁には、和解案の成立を阻止すべく世界各国の著作権者から異議申し立てが殺到する。最終的に同裁判所への異議申し立て総数は四〇〇通近くにも及んだ。日本からは、筆者をはじめ日本ペンクラブなど、複数の異議申し立てが裁判所に提出されている。

なかにはドイツ政府やフランス政府など、国家として異議を申し立てたところまである。ドイツでは、著作権者と出版社の団体が政府を動かし、ドイツ政府自ら和解案の成立阻止へと乗り出していた。もはや「個人の権利の侵害」といったレベルの問題ではなく、国家が政治的な問題として取り扱う必要がある——というのが、その理由だ。

これほど多岐にわたる異議申し立てが押し寄せてくるとは裁判所でも全く想定していなかったようで、異議の内容をスキヤニングするためだけに四日間も費やすハメに陥ったのだという。この事実、グーグル社に対する怒りはもとより、和解案を予備承認した裁判所に対する批判や不満がそれだけ強いものであったことをも意味している。

異議の多くは筆者と同様、この和解案の不正さとデタラメさを指摘するものだった。しまいには、足元の米国の著作権登録局や米司法省からさえ、「和解案により米国が外交圧力を受ける可能性」を指摘される始末だった。和解案には国の内外からケチがつきまくる。

和解案へのこうした異議申し立てを審査する「公正公聴会」は、昨年（二〇〇九年）一〇月七日にニューヨーク南部地区連邦地裁で開かれる予定だった。一方、グーグル

社側は、公正公聴会の延期を申請し、和解案を多少修正することで「世界中の知的財産収奪」という野望の延命を図ろうとする。

だが、同地裁のデニー・チン判事が公聴会直前の同年九月二四日に出した「命令書」には、こう書かれていた。

「公聴会を開催することには意味がない」
チン判事は、現行の和解案には重大な問題があることを指摘しつつ、

「現行の和解案は実施されるものとはならない」

と明言した上で、公正公聴会の中止を決定したのだった。その代わり、今後の裁判の進め方を決める「進行協議」が同じ一〇月七日に開かれることになる。それにしても、敗色濃厚となったところで和解案の修正を言い出すのは、後出しジャンケンとさして変わらない。

日本の出版物、
「和解案」の対象外となる

筆者も傍聴した昨年一〇月七日の「進行協議」は、グーグル社側の言いたい放題に終始する。和解案に反対している者の発言は一切封じられた。

グーグル社側が言うには、和解案の「修正」を言い出したのは四〇〇通に及ぶ異議申し立てのせいではなく、米国政府の著作権登録局や司法省の「懸念」を考慮した結果なのだという。

その上、修正された和解案に対する新たな異議申し立ては、修正した部分に限って認めるべきだと、グーグル社側はチン判事に進言する。四〇〇通近くにも及ぶ異議申し立てを棚上げしたまま、修正案への異議申し立てで言論統制するようでは、とても民主国家における裁判とは言えない。対応を誤れば、米連邦地裁の公正さまで疑われる事態に発展しかねないだけに、連邦地裁の対応が注目された。

進行協議での発言を封じられた反「和解案」陣営では、同協議の直後、連邦地裁に対する「要請書」がまとめられる。内容は、グーグル社側が弄する詭弁に惑わされるこ

となく、公正な手順を踏んで修正和解案を審査するよう、裁判所に求めるものだった。筆者もその趣旨に賛同し、署名したのだが、他の署名者を見ると、日本ペンクラブやアマゾン、マイクロソフト、ヤフーといった錚々たる反対者達が名を連ねていた。

一月には、ついに日本政府も重い腰を上げる。同月六日、文化庁が米政府に対し、

「我が国の活字文化・出版文化の在り方にも深く関わる問題であり、日本の著作権者等についても公平・公正な扱いが確保されることが必要であるという観点から状況を注視している」

「本件が、著作権に関する条約に沿う形で解決されることが重要であると考えている」

との政府見解を初めて表明したのだ。「民間対民間」の紛争として始まった同事件は、日本政府をも巻き込んだ外交問題にまで発展したわけである。

同日、グーグル社側は、一月九日が提出期限の修正和解案について、米司法省と協議をしていた。その後、グーグル社側は連邦地裁に対し、提出期限を一月一三日まで延期するよう連邦地裁に求める。

度重なる延期の末、ようやく修正和解案がニューヨークの連邦地裁に提出されたのは、昨年一月一三日（金曜日）夜のことだった。わざわざ、キリスト教徒の多い米国にとって「不吉な日」とされる日を選んで提出された修正和解案における最大の「修正」部分は、

「当初の和解案では世界中の書籍の大半がその対象とされていたが、**修正和解案では、米国・英国・カナダ・オーストラリアの四か国で出版された書籍に限定する**」

とした点だ。これにより、日本で刊行され日本語で書かれた書籍はグーグル和解案の土俵から外れることになる。グーグル社への反発が特に強かったドイツやフランスの書籍も同様に和解案から外された。裁判所から和解案を丸ごと否定されてしまう前に、口うるさい国々からの全面撤退をグー

グル社自ら決めたわけだ。

しかし、「黒船」は撃退したものの、話は振り出しに戻っただけだった。彼らのサイト「グーグルブックス」で検索をかけてみると、筆者の本も、筆者が執筆した雑誌記事も、いまだグーグル社にスキャンされたまま。データが消去される気配は一向に見られない。グーグル社による著作権侵害行為は今日もお続行中である。

「修正和解案」は言う。

「（和解案から外れた日本人著作権者などは）修正和解契約に参加する資格がありません。（中略）あなたがグーグル社に対する損害賠償請求をお望みならば、新たな裁判を起こして請求しなければなりません。その請求権には時効があるかもしれません」

要するにグーグル社は、和解の対象外となった書籍の**著作権侵害に対する賠償金を踏み倒すつもりなのだ**。文句がある奴は、

時効の前にさっさと裁判を起こしなさい。ただし、「宇宙最強」とも称されるグーグル社の弁護士軍団がお相手しましょう——ということのようだ。当初の和解案では一冊につき六〇〇〇円程度（六〇米ドル）は支払うつもりだったことを考えると、この点に関しては大幅な後退と言えよう。

それに一時退却はしたものの、グーグル社は「世界征服」を諦めたわけではなかった。「グーグルブックス」担当エンジニアリング・ディレクターのダン・クランシー氏は、修正和解案が連邦地裁に提出された直後の声明の中でこんなことを言っている。

「和解案を修正したことによって、多くの国々で（ブック検索のサービスが）提供できなくなったことをグーグル社は残念に思っている。しかし、全世界の本へのアクセスを目指すという当社の積年の使命を果たすために、世界中の著作権者とともに（ブック検索事業に）取り組み続けることを楽しみにしている」

インベーター

彼らは全く懲りていなかった。だから、きつと「黒船」はまた日本に舞い戻ってくるのだらう。それこそ、一度ならず二度ま

でも日本に押し寄せてきた「元寇^{げんこう}」のように。こうなると、「二三日の金曜日」が誰にとつての「不吉な日」だったのか、全くわからなくなってくる。

しかも、だ。見方を変えればグーグル社側は、和解案の効力が及ぶ地域の「線引き」を変えることで、異議を申し立てた被害者勢力の分断を画策してきた——と言うことも可能だろう。

かつて筆者が取材した青森県六ヶ所村の「むつ小川原巨大開発計画」（一九六九年）では、村をあげての反対運動に対抗するため、開発区域を徐々に縮小させ、反対派を分断していく「線引き」作戦がとられた。その結果、反対運動は年を追うごとに弱体化し、消滅していく。開発区域内に最後まで残った反対派住民は、たった一軒の農家だけだった。

「これで日本は関係なくなった」と安心するのはまだ早い。

グーグルが火をつけた
「書籍デジタル化」の行方

年が替わった今年一月、フランスからとんでもないニュースが飛び込んできた。グーグルをはじめとした多国籍IT企業のオンライン広告収入に課税し、それを原資にして、デジタル化の波に晒されて悪戦苦闘している新聞業界や音楽業界などのコンテンツ企業に「助成金」を出すことが検討されているというのだ。通称を「**グーグル税**」という。

平たく言えば、グーグル社はフランス国内で莫大なオンライン広告収入を得ているにもかかわらず、フランスに税金を納めていないのはおかしい——というわけである。事情通は語る。

「グーグルに支払う広告費に、日本の消費税はかかりません。一方、ヤフーのキーワード広告『オーバーチュア』の場合は、日本人による事業なので消費税がかかります。」

グーグル『アドワーズ』の広告費について

ては、日本の消費税法上『国外取引』とされ、課税の対象とはならないんです。だから**グーグルは消費税を日本に納めていません**。契約自体もグーグル米国本社ではなく、グーグル・アイルランドと日本の広告主との間で取り交わされているんです。

ちなみに、タックスヘイブンであるアイルランド・ダブリンの法人税率は『一〇パーセント』です。日本の法人税率は『三〇パーセント（法人住民税と法人事業税を加えた実効税率では約四〇パーセント）』です。ダブリンがいかに安いかわかると思いますが」

つまり、傍若無人なグーグル社に対する、フランス政府からの意趣返しなのだ。グーグル社は、どうやら本気でフランスを怒らせてしまったようだ。

ちなみにフランスでは昨年一二月、グーグルの「書籍無断全文デジタル化」に対し、著作権侵害に当たるとする判決が出ており、グーグル社は損害賠償として三〇万ユーロ（約三九〇〇万円）の支払いを命じられている。二〇〇九年一月九日付のAFP通信によれば、

「グーグルは控訴する方針だが、マルチメディアグループの書籍およびフランスの著作権法で保護される書籍について電子化を中止することに同意した」

のだけだ。中国では、中国作家協会などの抗議に対しグーグル社は、

「中国と米国の間に当初の通知方法や著作権法体系に対する認識の点で違いがあったため、中国の作家の方々に不快感を与えてしまった」

として謝罪している（「computerworld」二〇一〇年一月二日付）。しかし、日本への謝罪はいまだない。相変わらず日本はナメられ続けている。

だが、グーグル騒動が火をつけた「書籍デジタル化」の本質は、そんなところにあるわけではないようでもある。

今年一月一三日、講談社や朝日新聞出版、NHK出版、新潮社、文芸春秋、小学館、集英社といった日本の大手出版社二一社が

大同団結し、一般社団法人「日本電子書籍出版社協会」(仮称)を近く結成するとのニュースが流れた。主要な出版社が集まり、ともに書籍電子化に対応していこうというものだ。米国内に本拠を持つインターネット書店大手の「アマゾン」が繰り出した電子読書端末「キンドル」が日本に上陸してくるのを迎え撃つ動きとして受け止められているが、話の進め方次第によってはグーグル社への強力な牽制となるかもしれない。

グーグル社の企んだ「デジタルスキヤンした書籍のインターネットでの閲覧や販売」は、書籍の「二次使用」に該当する。我が国における出版の場合、本の二次使用に関するお金の分配方法まできちんと決めたい。たうえで出版されることなど、大変希^{まれ}な話である。まして多くの場合は、出版契約書など交わさないまま「口約束」だけで出版されてきた。その未整備な部分をグーグル社側に突かれ、「グーグルブック検索和解」裁判で出版社は蚊帳の外に置かれていた。

より多くのコンテンツを抱えることができたところが「書籍デジタル化」の主導権を握るのは間違いないだろう。が、勝敗の行く末はまだ何も見えていない。アマゾンは、赤字を出してでも著作権者に対し、通常一〇%前後とされる著者印税よりも高い印税を払うことで、著作権者の引き抜きや囲い込みを狙ってくることだろう。それに対し、単純な「大同団結」で対抗しようとすれば、独占禁止法に抵触してしまう恐れもある。

覇権を制するのはグーグルか、アマゾンか、それとも出版社連合なのか。そしてソフトウェアの「生産者」である著作権者達は、どこが「一番いい条件の『デジタル版元』だ」と判定を下すのか。

出版社連合の強みが「痒いところにまで手が届く編集者」を抱えていることなのだとなれば、グーグルやアマゾンはそんな編集者達をヘッドハントし、出版社そのものへと変質していく可能性もある。編集者がヘッドハントに応じるかどうかもまた、「条

件」次第なのだろう。つまり、紙の本からデジタル書籍へのシフトは、日本の出版業界全体を巻き込んだ「業界大再編」へと発展していくかもしれないのだ。

音楽ソフトウェアにおける「アナログレコード」から「CD」への移行の際もそうであったように、いったん動き出したアナログからデジタルへのシフトは一気呵成に進んでいく。世界規模で進む「書籍デジタル化」の流れにブレーキがかかることは、恐らくないだろう。

書籍のエンドユーザーである読者から見た「ハードウェア」(端末)は、今後もいくらかでも変わっていく。ただし、著者や編集者の仕事自体は、二一世紀になると大して変わらない。キンドルのような目新しいハードウェアが登場してくるたびに世間は大騒ぎを繰り返すのかもしれないが、肝心なのは、そのハードウェアでどれだけ面白い小説やルポルタージュが読めるか——である。

そのハードウェアが真の意味で読者に受け入れられるためには良質のソフトウェアが不可欠なのは、「ファミコン」や「プレイステーション」や「ドリームキャスト」といったゲーム機の栄枯盛衰を見れば一目瞭然だろう。

私達が一番大事にしていかなければならない「知的財産」は、面白く、ためになる原稿の書ける著者であり、その著者を支え、盛り立てる有能な編集者なのだと思う。その基本を見誤ると、時代に乗り遅れるばかりか、淘汰されるだけの話である。

配信元…ルポルタージュ研究所

Copyright (C) 明石昇二郎、ルポルタージュ研究所

URL: <http://www.rupoken.jp/>